

一般会計からの繰出基準について（高料金対策）

1 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費。

2 基準

1) 繰出基準の対象となる事業者

繰出しの対象となる上水道事業は、**前年度末時点で経営戦略を策定**しており、かつ、末端給水事業のうち前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費が 150 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの給水原価が 263 円以上の事業次の事業とする。

2) 基準額

前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費のうち 150 円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額（供給単価が 181 円未満の場合は当該乗じて得た額に 0.9 を乗じて得た額）

3 本市における状況

- ・令和 2 年度より繰出基準の対象となる見込み。
- ・繰入額については、今年度の基準をベースに試算すると、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間は、200 万円～250 万円の間で推移するものと推定。
- ・長期シミュレーションでは、令和 14 年度以降から、大幅に増加していく見込み。